

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成27年7月30日(木曜日)午後2時から午後3時10分まで		
開催場所	みよし市役所2階201会議室		
出席者	(委員) 天石惇郎(会長)、野崎又嗣(職務代理)、関谷諭美、西田 基、日比野守道、加藤芳文、木戸功男、高見ユキエ、 山内なほみ、村上峯子、小野春男 (欠席 島 典広) (事務局) 近藤市民部長、柴田市民部次長、塚田保険年金課長、野々山保険年金課副主幹、近藤保険年金課主任主査		
次回開催予定日	平成28年1月		
問合せ先	保険年金課 担当者名 野々山、近藤 電話番号0561-32-8011 ファックス番号0561-34-3388 メールアドレスhokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	次ページ以降のとおり		

市民部次長

ただいまより「平成27年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。

「一同、礼」、ご着席ください。

本日の会議は約1時間を予定しております。よろしくお願いいたします。

なお、本運営協議会は会議公開となりますので、ご協力をお願いします。

それでは次第に沿って会議を進めさせていただきます。

はじめに委嘱状の交付をさせていただきます。資料の1ページをご覧ください

今回、前任の運営協議会委員の任期満了に伴い、改選を行わせていただき、本日出席いただきました皆様をお願いするものです。

任期は2年で、本年6月1日から平成29年5月31日までです。

それでは、市長より委嘱状を交付させていただきます。

なお、本日は東海学園大学の島委員が所用により欠席されていますので、あらかじめお知らせさせていただきます。

《委嘱状交付》

委員の皆様、よろしくお願いします。

続きまして、小野田市長より「あいさつ」を申し上げます。

市長

日頃は、市政運営並びに国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

先程、皆様方に国民健康保険運営協議会委員を委嘱させていただきました。

皆様ご存知のとおり、本年5月に改正国保法が施行され、国保財政の安定的運営を目指すため、平成30年度以降は国民健康保険の保険者が現在の市町村単位から都道府県単位へと広域化されることとなりました。

こうした状況の中、本市の国民健康保険税については、昨年度の運営協議会において、「県内及び西三河各市等とのバランス等も考慮し、保険税率の改正を行うことが望ましい」とのご決定をいただき、本年度より保険税率の見直しをさせていただいたところであります。

今後においても、国民健康保険の財政運営は厳しいものと考えられますが、委員の皆様方から国民健康保

市民部次長

険事業運営に関し、貴重なるご意見・ご審議をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

ここで、各委員の皆様より、自己紹介をお願いしたいところですが、時間の関係上、委員名簿及び席札をもって代えさせていただきます。

それでは本日運営協議会に出席しています事務局、保険年金課職員の紹介をさせていただきます。市民部長近藤・保険年金課長塚田・副主幹野々山・主任主査近藤、そして本日進行を務めます市民部次長の柴田です。よろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の会長並びに会長職務代理の選出をお願いします。

今年は、2年任期の初年度でありますので、会長・会長職務代理の選出をお願いするものです。

お手元の資料に参考資料として、国民健康保険運営協議会に関する諸規則を添付させていただいておりますが、その参考資料1ページに掲載してあります、国民健康保険法施行令第5条第1項において「会長は公益を代表する委員のうちから」と規定されておりますので、お手元の委員名簿の中の公益代表の4名の方の中から、会長とあわせて会長職務代理の選出をお願いいたします。

選出にあたり、ご意見等がありましたらお願いします。

木戸委員

会長に天石委員、職務代理に野崎委員を推薦します。

市民部次長

ご推薦をいただきましたが、このお二人で賛成いただければ拍手をお願いします。

委員

《全員拍手により賛成》

市民部次長

全員の賛成をいただきましたので、会長を天石委員、職務代理を野崎委員にお願いします。
天石会長、野崎職務代理につきましては席の移動をお願いします。

《天石会長、野崎職務代理 席移動》

それでは、会長の天石委員よりごあいさつをお願いします。

天石会長

皆様からご推挙いただき本協議会の会長を務めさせていただくこととなりました。今後2年間、よろしくお願いいたします。

市民部次長

近年、医療・年金・介護いずれの保険をとりましても、高齢化の進展によりまして、財政の非常に厳しい状況にあることを実感しております。

こういった中、これらの保険制度を今後どうやって支えていくのかということが非常に大事な問題となってきております。

本日は、新メンバーでの第1回目ということで、事務局から国民健康保険の概要、また国民健康保険財政の状況についてご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

《市長 退席》

それでは、ただいまから議事に入ります。

みよし市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、議事については会長が議長を務めることになっておりますので、天石会長よろしくお願いします。

天石会長

規定によりまして議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の出席者は11名であり、みよし市国民健康保険運営協議会規則第6条に定める定足数に達しており、今協議会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたします。高見ユキエさんと加藤芳文さんを議事録署名者に指名します。書記を保険年金課の近藤主任主査にお願いします。

それでは議事に入る前に、次第4「医療保険制度及び国民健康保険について」、事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

お手元の資料2ページをご覧ください。

医療保険については「国民皆保険」ということで、必ず何かの保険に入らなければならないとなっております。

75歳未満の方については、会社等に務める方は社会保険、公務員等は共済組合に加入します。通常は、この2つに加入するのですが、これらに加入できない方が国民健康保険に加入となります。

75歳以上となりますと、後期高齢者医療制度に加入となります。

これに関連して、介護保険がありますが、40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険にかかる費用の一部を負担しなければならないということとなっております。

65 歳になりますと、介護保険に加入となります。

続きまして、資料 3 ページをご覧ください。

保険に加入すると、保険給付を受けられます。

保険給付には、病気や負傷した場合は療養の給付、入院時の食事や療養費が支給されます。その他に、被保険者の出産に関しては出産育児一時金、死亡に関しては葬祭費が支給されます。

病院などで療養の給付を受ける場合は、療養の給付に要する費用に対し、法で定められた一部負担金をお支払いいただくこととなります。

通常は 3 割ですが、就学前のお子さんには 2 割、70 歳以上になりますと、通常は 2 割ですが、平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳になっている方は 1 割となっております。

70 歳以上でも所得の多い方は、現役並み所得者ということで、3 割となっております。

費用の残り 7 割の財源については、皆さんからの掛金、国民健康保険では保険税といいますが、それから、係る費用の概ね 2 分の 1 を賄っております。

資料の 4 ページをご覧ください。

国民健康保険事業に要する費用にあてるため、市は世帯主から保険税を徴収しなければなりません。

また、介護納付金の納付に要する費用にあてるための保険料は、介護保険法に規定する第 2 号被保険者について賦課することとなっております。

賦課については、基礎課税分、これは医療分ですが、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の賦課方式としては、4 方式、3 方式、2 方式などがありますが、みよし市は 4 方式を採用しており、所得割総額と資産割総額の応能割、被保険者均等割総額と世帯別平等割総額の応益割からなり、応能割・応益割それぞれ 50% ずつの割合で算定することが基準になります。

資料の 5 ページをご覧ください。

国民健康保険財政の仕組みについてですが、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれにかかる費用の 50% が国保税ということになります。それ以外は国・県の負担金で賄うこととなりますが、保険税の軽減等で国保税の足りない部分を市が繰入金として補填することとなっております。

考え方としては、かかる費用の半分を国保税で賄うということが大前提となります。

事務局より説明いただきました事項についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

《質問なし》

保険年金課長

それでは 報告事項に移ります。

(1) の「平成26年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）について」事務局より説明をお願いします。

資料の 6 ページをご覧ください。

平成 26 年度国民健康保険特別会計歳入決算は総額 45 億 6,337 万 5 千円で、前年度比 0.2%の増加となりました。

歳入の主な内訳としましては、国保税が加入世帯数ならびに被保険者数の減少などにより、前年度比 3.8%減の 10 億 646 万 7 千円、歳入に占める割合は 22.1%となりました。その他として、国・県支出金が合わせて 9 億 7,651 万円、療養給付費等、前期高齢者、共同事業の各交付金が合わせて 17 億 5,604 万 6 千円となりました。また、国民健康保険特別会計の安定した運用のため、一般会計から法定外の繰入を含めて 5 億 7,260 万 2 千円を繰り入れました。

国民健康保険特別会計歳出決算は、前年度比 0.9%増の 43 億 7,518 万 3 千円となりました。

歳出の主な内訳としましては、全体の 64.6%を占める保険給付費が 28 億 2,763 万 7 千円となり、前年度比 5.1%の減少となりました。これは、被保険者数の減少と被保険者 1 人当たりの療養諸費が減額となったことが主な要因と考えられます。また後期高齢者支援金等は 6 億 2,426 万 9 千円、介護納付金は 2 億 3,839 万 3 千円となり、それぞれ前年度と比較して 2.3%、0.8%の増加となりました。

資料の 7 ページをご覧ください。

被保険者数につきましては、世帯数・人口ともに増加傾向にありますが、国保に関しては、毎年少しずつではありますが、減少しております。

表の中に「退職」とありますが、これは「退職被保険者」といいまして、厚生年金や共済年金に 20 年以上加入していた人を対象としています。

資料の 8 ページをご覧ください。

平成 24 年度から 26 年度の決算見込額となっております。

歳出に関しては、後期高齢者支援金や介護納付金が対象者の増加に伴い、増えています。

資料の 9 ページには、国民健康保険事業基金の状況と保険給付費の状況について掲載しており、10 ページには、保険給付費の推移をグラフに示しております。

11 ページには、1 人当たり・1 世帯当たりの保険給付費を示しております。

12 ページには、出産育児一時金・葬祭費の支給状況、保険給付費等に対する税の割合、13 ページに 26 年度決算時における国保税の状況を示しております。

総括といたしまして、加入者については、年々減少傾向にありますが、保険給付については若干増加若し

くは横ばい傾向となっております。保険税については、税率改正や限度額改正などにより課税額を増加させていますが、景気の低迷により失業者や低所得者に対する減免や減額により保険税の財源充当率は年々低下傾向にあり、不足する財源は基金や一般会計からの繰入れにより賄うことが必要となるため、今後は医療費増加の抑制や保険税収の確保が重要な課題となります。

また、本年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度以降、県と市が共同で国保を運営することとなったため、今後は国・県等の動向を見極めながら運営を進めていく必要があります。

まだ細かい点は未定ですが、15ページに県単位化された際の県と市町村の役割を示した表を掲載しておりますので、ご参照ください。

天石会長

事務局より説明いただきました事項についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

小野委員

保険税を納めていない人はどれぐらいいますか。

保険年金課長

人数については把握していませんが収納率としては約94%です。

小野委員

払っていない方々をそのままにしておくと思財政状況がより厳しくなるかと思しますので対策をしっかりとお願いします。

医療費等は他市町村と比較した場合はどうでしょうか？

保険年金課長

平成26年度については現段階ではわかりませんので平成25年度の状況から比較しますと、みよし市の支給状況は約25万円で県内では上から10番目です。

小野委員

今の数値は市民全体ですか。

保険年金課長

国民健康保険の加入者一人あたりです。

天石会長

平成30年度から県単位化になります。みよし市の現状は他市町村と比較して給付額に対しての納税額の割合が少ない状況であります。県単位化になりますと税率等も一律になることが予想され、財政の豊かな市も厳しい市も同じような負担をすることとなります。

参考ですが、介護保険事業でも財政的に厳しい状況であり、現状の保険給付が保険料と公費のみでは今後賄えなくなる恐れがあります。介護では健康寿命を延ばすため、介護予防に力をいれています。また、社会

資源の活用を皆さんで考えるような法の改正に向かうのではないかと思います。
現状のままですと資金的に大変厳しい状況で、これは医療も同様のことではないかと思います。
このあたりの話については事務局から今後説明があるかと思っています。

小野委員

資料14ページですが、医療費の抑制について何も書かれていませんが、それをここに取り込んでほしい。
そういう活動をしているグループがあるならば私も参画したい。次回は医療費抑制、保健事業の話も盛り込
こんでいただきたいです。今一番問題なのは準健康な人を悪化させない活動を行政がどうやっていくべきか
だと思います。今回の会議では財源が逼迫しているので今後は負担増をお願いするという話であり、これは
これで大切ですが、医療費を使わず、活きたお金の使い方をしていただきたいと思っています。

野崎委員

資料9ページ(3)は見込みの数値でよろしいですか。

保険年金課長

現段階では見込みです。

野崎委員

資料12ページも同様ですか。

保険年金課長

見込みの数値です。

天石会長

それでは、報告事項(2)の「平成26年度みよし市国民健康保険運営協議会答申の内容について」事務局
より説明をお願いします。

保険年金課長

平成26年度に開催しました協議会において、平成27年度みよし市の国保税のあり方につきまして諮問し
たところ、今般の医療給付費の伸びを考慮し、また平成24年12月13日付けの答申の内容を踏まえ、引き
続き国保制度を安定的に運営していくためには、国保税の改定が必要と判断され、答申をいただいたものが
資料の16ページ以降になります。

また、今後の税率のあり方につきましても、19ページのとおりのご意見をいただいております。
今後は、これらのことを踏まえて、国保税の見直しについてご検討をいただきたいと思いますので、よろしく
お願いします。

天石会長

事務局より説明いただきました事項についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

野崎委員

7月1日広報に保険税に関するお知らせがありましたが広報と資料18ページの5割軽減、2割軽減の内容が異なっているような気がします。

保険年金課長

資料18ページについては昨年度の答申時の内容であり、税法改正前のため、広報の内容とは異なっています。

天石会長

今度答申を出すのはいつでしょうか。

保険年金課長

来年度予定しています。

ここで運営協議会の任務について説明いたします。

資料の中の参考資料2ページをご覧ください。

こちらに運営協議会規則が掲載されておりますが、その中の第2条に本協議会に任務をお示ししております。

ここにありますように、本協議会の主な任務としましては、特に第2号の国保税に関することとなります。第1号にあります一部負担金の負担割合につきましては、これは災害時における負担割合の検討ということで、極めて特殊な場合になります。

小野委員

医療費の抑制等の話は第2条に含まれないのですか。

保険年金課長

第2条第1項第5号に該当するかと思います。

小野委員

個人的な意見ですが負担増の話ではなく、保健事業をいろいろ検討すべきかと思いますので来年1月まで会議がないのは非効率かと思います。

行政から市民に健康づくりの話をしてもらっても受け入れてくれない市民が多いのが現状ですが、どうしたら改善されるかを考えなければなりません。一時的に負担は必要かと思いますが、将来的には医療費が減少すれば

効果はあると思います。健康は自己管理が大事であり、それを先導するのは行政であり、私たちも協力していきたいと思います。

天石会長

市全体の福祉行政、皆さんで助け合うことが大事だと思います。
事務局より次回予定等についてお願いします。

次回の開催は1月を予定しています。
また、9月19日（土）に福祉フェスタがございますのでよろしくお願いいたします。

小野委員

私の提案しました1月までの間に活動はしないのですか。

保険年金課長

ご提案いただきましたお話は健康事業、保健事業は市役所ですと健康推進課が担当となります。関わりはありますがこの協議会とは別の話となります。

小野委員

健康推進課との間をとりもっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。みよしを健康寿命のトップにしたいという気概が行政にあってもいいと思います。

市民部次長

以上をもちまして、平成27年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。
次回の開催は平成28年1月頃を予定しております。よろしくお願いします。
一同、ご起立をお願いします。
「一同、礼」、ありがとうございました、